

平成 31 年度
社会福祉法人三重県厚生事業団事業計画

I はじめに

事業団は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の趣旨に沿って障がいのある方の自立支援を、また児童福祉法に沿って障がい児童の健全育成を推進します。具体的には「三重県厚生事業団第五次中期経営計画」に沿って、利用者の皆様方の視点に立った支援サービスの提供と地域福祉の実現に向け、いなば園は自主経営、また身体障害者総合福祉センターは指定管理者として適切に経営します。

経営の基本方針

1 利用者には選ばれる質の高いサービスの提供

利用者の皆様に満足していただけるサービスが提供できるよう、資格取得の奨励や研修体制の充実により職員の専門的援助技術を高めるとともに、虐待の防止及び権利擁護等に関する知識習得をはかります。また、福祉サービス第三者評価等の外部評価を積極的に受け、利用者の皆様の要望や苦情を積極的に把握して業務改善や意識改革に取り組みサービスの質の向上をめざします。

2 地域社会への貢献

蓄積されたノウハウや専門的援助技術を広く地域に活かし、外部講師等として職員を派遣するとともに、ボランティア及び実習等の積極的な受け入れを行い、福祉人材の育成・養成に寄与します。また、地域の福祉課題に積極的に取り組むため、地域の福祉機関等と連携しながら多様なサービスを展開します。さらに地域行事や事業団主催行事における地域住民との交流を積極的に進め、地域に密着した福祉活動を行います。

3 経営基盤の安定

事業の更なる効率的・効果的な運営を行ない、的確な収入・支出に努めるとともに、社会情勢や地域のニーズに対応する事業に取り組み、収入の確保を図ります。職員一人ひとりが組織の一員として事業団の役割を明確に認識するとともに、コスト意識を持ちながら質の高いサービスを提供し、常に利用者の方に選ばれる施設作りに取り組みます。また、経営戦略の見直しや事業の進捗確認などのため、常勤理事で構成する経営会議を法人本部に設置し、経営機能を強化します。

4 組織の活性化

事務局研修や各施設が実施する職場内研修に加え、外部機関の主催する職場外研修に参加するなどきめ細やかな研修を実施し、職員の資質向上を図ります。また、より一層働きがい、人材育成、能力開発につながるよう人事考課制度を実施します。優秀な人材の確保、職員の士気向上等を図るため、経営状況を踏まえた職員採用や職員登用等を行います。

II 平成 31 年度事業計画

1 事務局

経理事務や給与事務等の法人集中機能に加え、人材育成のための事務局研修を下表の予定で実施します。また、経理事務の正確性を期すため、税理士事務所に顧問を委託するとともに、外部監査を受審します。

研修名	実施時期	研修内容
新入職員研修	4 月	法人理念、組織、制度の理解支援の基礎知識の習得等
専任職登用時研修	4 月	広い視野を持った高度な支援技術、専門的知識の習得
管理職(副課長・副寮長)昇格時研修	6 月	管理職としての姿勢、知識の習得
管理職(課長・寮長)昇格時研修	6 月	管理職としての姿勢、高度な知識の習得
管理職(次長・部長)昇格時研修	6～7 月	組織における経営の改善、課題解決型研修
中堅職員研修	9 月	高度な経営情報、サービス技能の習得
採用後 6 か月研修	10 月	自己の役割の認識等
課題別法人研修	4、7 月	職員全体に共通する事項、課題等に関する研修

2 いなば園

いなば園は、障害者総合支援法のサービス体系に沿って、引続き適切に施設サービスを提供するとともに、利用者の地域生活移行を推進します。また、地域における障がい者の生活の場としての共同生活援助事業を、日中の活動の場として就労継続支援B型及び生活介護事業を多機能型事業所として運営するとともに、短期入所事業(単独型)を併設した生活介護事業を運営します。加えて、在宅障がい児の児童発達支援の場として児童発達支援と放課後等デイサービスを多機能型事業所として運営します。

また、三重県から受託の「障がい児等療育相談支援事業」および津市から受託の「障がい者相談支援事業」は、平成30年度末をもって終了となりました。

施設や病院から地域生活へ移行するための支援や、居宅において一人暮らしをしている方等の支援を行い地域の障がい者の多様なニーズに応えるため、一般相談支援事業、特定相談支援事業(計画相談支援)及び障害児相談支援事業を運営します。

更には4市の介護給付費等の支給に関する審査会に委員として職員を派遣するとともに、伊賀市障がい者相談支援センターへ職員を派遣して障がい者の支援を行います。

また、三重県の「重度障がい者等地域移行支援事業」を引き続き受託し、福祉型障害児入所施設に入所している18歳以上の児童にかかる地域移行促進のためのネットワーク構築等を行います。

そして音楽療法の普及啓発のため、地域の知的障害者施設や教育機関等の依頼を受け、職員を講師として派遣し、音楽療法体験療育を行います。

主な事業

事業名	・指定障害者支援施設	定員 40 名	3 寮
	・福祉型障害児入所施設	定員 30 名	1 寮
	・短期入所事業	空床型	
	・生活介護事業	定員 20 名	
	・短期入所事業	定員 10 名	単独型
	・指定共同生活援助事業	定員 23 名	
	・多機能型 就労継続支援B型事業	定員 20 名	
	生活介護事業	定員 11 名	
	・多機能型 児童発達支援事業	} 定員 10 名	
	放課後等デイサービス事業		
	・日中一時支援事業		
	・障がい者就労安心事業		
	・伊賀市障がい者相談支援事業		
	・三重県重度障がい者等地域移行支援事業		
	・一般相談支援事業		
	・特定相談支援事業		
	・障害児相談支援事業		
	・三重県いなば園診療所		

3 身体障害者総合福祉センター

身体障害者総合福祉センターは、第3期指定管理者として、適正に管理経営を行います。

また、「高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業」や「障がい者スポーツ推進事業」を三重県から受託し、高次脳機能障がいのある方々への支援や普及啓発及び2021年の全国障害者スポーツ大会三重とこわか大会に向けた障がい者スポーツ選手・団体の育成等様々な準備を行います。

主な事業

・身体障害者福祉センターA型事業

身体障がいに関する各種相談や機能回復訓練を行い、県下関係施設のセンター的役割を果たすとともに、スポーツ・レクリエーション等を通して、障がいの社会参加を促進します。また、ボランティアの養成等にも努めます。

①各種相談の実施

②リハビリテーションの実施

(医療保険による外来リハビリテーション、介護保険による居宅サービス・介護予防サービス)

③障がい者スポーツの推進

(障がい者スポーツ指導員の養成、障がい者スポーツ教室の開催、運動施設の運営管理、全国障害者スポーツ大会への選手派遣、県障がい者スポーツ大会の開催等)

④宿泊室の運営

⑤リフトバスの有効活用等

⑥福祉用具製品化支援事業

(みえテクノエイドセンターの運営、みえ福祉用具フォーラムの開催等)

⑦総合福祉センター全体の普及啓発

⑧実習生及びボランティアの受入れ

・指定障害者支援施設〔生活援助棟〕業務

障害者総合支援法による「指定障害者支援施設」として、障がい者が一定期間入(通)所して、実際に地域や家庭で生活するために必要な生活技術や生活管理能力を身につけるとともに、社会の一員として積極的な社会参加を果たすために必要な各種のリハビリテーションを総合的に実施します。

また、三重県から受託する「高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業」として、コーディネーターを配置するとともに、「三重県高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業相談支援体制連携調整委員会」を設置し、医療、福祉、行政が連携して支援普及事業に取り組みます。

①施設入所支援

定員 40 名

②日中活動支援

自立訓練 (機能訓練)

定員 32 名

自立訓練 (生活訓練)

定員 14 名

就労移行支援

定員 6 名

生活介護

定員 8 名

③短期入所

併設型定員 2 名、空床型

・障がい者スポーツ推進事業

・医学的評価・診断業務

・高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業